

新しい国民体育大会を求めて ～ 国体改革 2003 ～ 概要

・国民体育大会の果たしてきた意義と役割

国体は、昭和 21 年に京都を中心とした京阪神地域で第 1 回大会が開催されて以来、国民スポーツの振興とスポーツ文化の発展に貢献

具体的には、

- 1．わが国のスポーツ振興
ジュニア層をはじめとした各種スポーツの普及、競技力の向上などに大きな影響
- 2．スポーツの社会的地位の向上
スポーツ振興法へ明記されるなど、シンボリックな祭典としてスポーツの社会的地位向上に寄与
- 3．都道府県のスポーツ施設の整備及び競技団体等スポーツ組織・体制の充実
スポーツ施設の整備・充実、都道府県のスポーツ振興体制及び競技団体等のスポーツ組織の充実に寄与
- 4．各種指導者の育成と組織化の促進
指導者の資質向上と全国的なネットワークづくりなど、組織体制の整備に寄与
- 5．郷土意識の高揚による地域の活性化
選手、指導者、都道府県民の郷土意識の高揚など、地域アイデンティティーの醸成を通して地域の活性化に寄与
- 6．開催地におけるスポーツ文化・教育への貢献
幼児や小・中学生へのスポーツの動機づけなどの教育的効果、住民の「するスポーツ」、「みるスポーツ」への興味・関心の喚起に貢献
- 7．開催地の PR 及び経済効果への貢献
開催地域の社会資本の整備(道路や宿泊施設など)、マスコミ等の報道による PR 効果、経済効果の発展に寄与

．国民体育大会をめぐる課題

大会が開催されてから半世紀以上が経過する中で、経済の長期的低迷による財政問題、スポーツの国際化の進展によるトップアスリートの国体参加への困難さなどの課題が顕在化

具体的には

- 1．参加人数の拡大による都道府県の負担増
開催都道府県における施設整備、大会運営、輸送、宿泊など、人的・財政的負担の増大、参加都道府県における派遣費の増大等、大会規模の拡大に伴う負担増の顕在化
- 2．競技ルールの変更とそれに対応する施設、設備の適合の困難さ
非常に早いサイクルによる競技ルールの変更に伴って、競技団体と開催都道府県における競技施設等をめぐる適合の困難さが顕在化
- 3．トップアスリート参加の困難さ
大会実施時期の重複やトップアスリートの国体参加への意識の希薄化による参加の困難さが顕在化
- 4．一過的で過剰な強化策
開催都道府県を中心に散見される一過的で過剰な強化策の顕在化
- 5．判定・採点等に対する不公平感
不公正な判定や採点は国体の意義や価値の低下を誘発

．新しい国民体育大会の方向性

国体委員会では、こらからの時代に適応した大会の性格やあり方について検討

- 1．新しい国体の性格・目的
21世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進
- 2．時代に適応した大会運営のあり方
開催都道府県及び参加都道府県における財政負担を考慮した大会運営の簡素・効率化の推進

．国民体育大会改革の具体的な取組み

【大会の充実・活性化】

1．参加資格の見直し

(1) 参加制限等の撤廃

競技団体において定めている参加制限等について、平成 17 年第 60 回大会までに撤廃

(2) 所属都道府県の統一

成年種別における社会人と大学生の参加条件について、平成 17 年第 60 回大会から統一

(3) 国内移動選手の制限

これまで 1 大会の間を 2 大会の間とし、平成 15 年第 58 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用

(4) 外国籍競技者の参加

1) 永住者については、平成 18 年第 61 回大会を目途に調整

2) 就学生については、就学後 1 年間の参加制限を平成 17 年第 60 回大会から適用

3) 上記以外のその他の外国籍競技者の取扱いについては、平成 15 年度中に調整

2．ふるさと選手制度（仮称）の導入

郷土の競技者等への関心を高めるとともに、競技力向上の推進と競技力の均衡化を図るため、成年種別において、平成 17 年第 60 回大会から導入

3．予選免除の拡大

従来の大会に加え、競技団体が指定した世界選手権大会等の代表選手について、平成 15 年第 58 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用

4．参加選手の範囲

競技団体が「プロフェッショナル競技者」として認定していない者の参加について、平成 17 年度までに開催基準要項に明示

プロフェッショナル競技者の参加については今後検討

5．女子種別の拡充

女子種別の拡充について、平成 17 年度を目途に基本方針を検討

6．中学 3 年生の参加競技の拡充

中学 3 年生の参加競技の拡充について、平成 18 年度を目途に実施

7. 種別の年齢区分の見直し

ジュニア競技者の育成の観点から、「少年」「成年」種別の年齢区分の見直しについて検討

8. 国体独自の競技方法の見直し

トップアスリートの参加を促進する観点から、国体独自の競技方法について見直しを検討

9. ドーピングコントロール検査の導入

ドーピングコントロール検査について、平成 15 年第 58 回夏季大会から導入
アンチ・ドーピング普及・啓発活動について、平成 14 年度から国体選手を中心に実施

10. 組合せ抽選会の公開

国体の PR、組合せ抽選の透明性を促進するため、平成 17 年第 60 回大会を目途に実施を検討

11. 公正な判定の徹底

不正な判定、採点について、実施競技(種目)から除外も検討
競技団体に対し、審判等への指導体制の整備を要請

12. ボールゲームの組合せの改善

1 試合も行わずに「総合得点圏内(8 位以内)」に進出する試合形式は行わないよう、平成 15 年度中に組合せガイドラインを作成

13. ボランティアの育成

国体時のボランティアの組織化と活動促進のため基盤の整備

【大会運営の簡素・効率化】

1. 各季別大会の見直し

(1) 夏季・秋季大会開催の一本化

競技施設の有効活用、トップアスリートの参加促進等を図るため、平成 20 年第 63 回大会までに、夏季・秋季大会開催について一本化を実施

(2) 冬季大会開催のあり方

分散開催、持ち回り開催など、開催のあり方について、平成 16 年度を目途に基本方針を策定

2．大会規模の適正化

大会規模の適正化について、昨今の厳しい社会・経済を踏まえ、「国民体育大会の大会規模削減に関する基本的な考え方」に基づき、平成 20 年第 63 回大会から現行の参加総数を 15%（4500 人）程度削減

競技団体との調整結果について、3 月 25 日現在、40 団体のうち 35 団体が合意、1 団体が調整中、4 団体が不合意の状況

これらの競技団体について、平成 15 年度を目途に協議を継続

3．競技会開始式の廃止

平成 16 年第 59 回大会から、原則として廃止

4．公開競技の見直し

(1) スポーツ芸術については、平成 20 年第 63 回大会から、開催都道府県が行う文化行事に変更

(2) 高校野球は、当面、従来通り実施

(3) 現行の開催基準要項の「開催県が希望する公開競技」規定について、平成 20 年第 63 回大会から削除

(4) 平成 16 年度までに、新たに公開競技採用基準を策定

5．記録・情報システムの開発

記録・情報システムの効率化と開発について検討

6．施設の弾力的運用

開催内定前の競技施設の調整について、本会が関係競技団体と協議し弾力的に運用内定又は決定後の競技施設の変更要望について、所定の手続きによる処理の実施

7．近接県の競技施設の活用

近接県の競技施設の活用に際しての競技運営等について、開催都道府県の責任のもとで調整

8．企業協賛制度の導入

企業協賛のあり方について、本会と開催都道府県等との調整により対応

9．開催地選定のあり方

将来的には広域開催（中心的な開催地とそれを支える都道府県）を視野に入れた検討

10．国体ブロック枠の見直し

ブロック枠の見直しについて、平成 16 年度を目途に検討